

2018年2月8日～

いきいき健康ナビが医療費控除に 対応できるようになりました！

新機能①

「年間ボタン」により、
2017年1～10月診療分が閲覧可能に！

医療費情報

○ 医療費のお知らせ

表示対象者 健保 健一 健保 健生子 健保 次郎

平成29(2017) 年 > 1月 > 2月 > 3月 > 4月 > 5月 > 6月 > 7月 > 8月 > 9月 > 10月 > 11月 > 12月 **年間**

平成 29 年 10 月 16 日

パナソニック健康保険組合

保険業務部
〒570-8540
大阪府守口市外島町5番55号

フリーダイヤル 0120-878-863
受付時間 平日9:00～17:00

記号 10 番号 999991

健保 健一 様

医療費のお知らせ

あなたが保険証で治療を受けた医療費の総額とその内訳は下記のとおりです。
このお知らせは、医療機関等からの請求に基づき、支払いが行われた分について作成しております。
医療機関からの請求が遅れる場合があるため、同じ月に受診してもお知らせが別の時期になることもあります。

治療を受けた医療機関	診療区分	診療		総医療費 (保険診療分)	総医療費(保険診療分)のうち			受診者が負担した額に 対する支給		減額 通知 ※2
		年月	日数		公費負担額※1 (国又は地方 自治体)	健保負担額	受診者負担額	高額療養費	付加金	
医療法人松下会松下中央診療所	医科	H29.01	2	16,940	4,082	11,858	1,000			
松下药品株式会社松下药局	調剤	H29.01	2	6,800	1,980	4,820				
医療法人松下会松下中央診療所	医科	H29.02	2	12,240	2,672	8,568	1,000			
松下药品株式会社松下药局	調剤	H29.02	2	8,920	2,676	6,244				
医療法人松下会松下中央診療所	医科	H29.03	2	11,480	2,444	8,036	1,000			

新機能②

「受診者負担額」の追加により、
医療費控除への対応可能に！

新機能③

「e-Tax申告データボタン」により、
e-Taxとの連携が可能に！

＜よくあるお問い合わせとそれについてのご回答＞

ご質問	ご回答
この『医療費のお知らせ』に掲載されていないものは？	パナソニック健保に到着している直近分（2017年10月診療）までを掲載しているため、それ以外の医療費については別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付してください。 （この場合、領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります）
実際に医療機関で支払っている金額と受診者負担額が異なっている場合は？	受診者負担額には、自己負担相当額が記載されています。なお、受診者負担額と実際にご自身が負担された額と異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成等）があります。 こうした場合には、例えば、受診者負担額欄の金額から公費対象額を差し引く等、ご自身で額を訂正してご申告ください。
この『医療費のお知らせ』を印刷して医療費控除に活用できますか？	原本としての証明ができないため、当該印刷物を使用して書面申告することはできません。 「e-Tax申告データボタン」（前頁新機能3）より医療費情報をダウンロードいただき、e-Taxにて医療費控除をご申告ください。
高額療養費や付加金に記載されている金額は何でしょうか？	受診者が医療機関にお支払された金額に対して、パナソニック健保が被保険者に支給した給付金です。 医療費控除の明細書「社会保険などで補填される金額」欄にご記載ください。

**確定申告やe-Taxに関するご質問は、
最寄の税務署にお尋ねください**